

薬の処方に関してのお知らせ

・**2019年3月1日**より医薬品医療機器等法(旧薬事法)第1条および獣医師法第18条の改定により、原則、**無診察の薬の処方は出来なくなりました。**

当院としては法定遵守して行きますが、やむを得ない理由・事情に限り(獣医師/動物看護師の判断による)、処方を行っていきたいと思います。

・やむを得ない理由・事情での処方に際しては、

必ず前日までにお電話等で連絡いただいた上、ご来院ください。